

政策 環境と調和した暮らしづくり

目指す方向

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を実践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

— 施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標 環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

— 施策48 地球温暖化対策の推進

目標 地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

— 施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標 3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

— 施策50 良好な生活環境の保全

目標 安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進



目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
環境マイスター登録者数	110人 (平成30年度)	115人
環境教育・学習参加者数	25,355人 (平成29年度)	前年度より増加
環境NPO法人数	152団体 (平成29年度)	前年度より増加

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされている中、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

さらに、2015年に国連で採択された国際社会全体の開発目標であるSDGsは、今後の環境保全活動や環境学習推進に不可欠な視点であることから、多様な主体が協働してSDGsの推進に取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。

加えて、SDGsの推進を図るための普及啓発や、人材育成に取り組めます。

主な取組み

1 学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとともに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、県体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、SDGsの考え方も踏まえた地域等における環境学習の活性化を図ります。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップ支援やSDGsの啓発を図るとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境協働取組の推進に向け、自主的な環境保全活動等を促進します。

また、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特性を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。

施策 4 8 地球温暖化対策の推進



目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	268 団体 (平成30年度)	350 団体
県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成29年度)に対する割合	- (平成29年度)	-5.0%以上
県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成25年度)に対する割合	- (平成25年度)	-27.0% (令和12年度)

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

しかしながら、近年の火力発電所の稼働増等により、我が国はもとより本県においても、温室効果ガスの排出量は増加しているところです。

このため、平成29年度に改定した「県地球温暖化防止実行計画」に基づき、県民総ぐるみで一層地球温暖化防止に取り組む必要があるほか、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進も求められています。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むとともに、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省エネ化等に取り組めます。

さらに、気候変動の影響による県民被害の軽減を図るため、県適応計画を作成し、気候変動に強い県土づくりを目指します。

主な取組み

1 エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、家庭の省エネ診断の普及に努めるなど、エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動団体、事業者等と連携・協力しながら、県民に地球温暖化防止につながる賢い選択「クールチョイス」を呼びかけ、自転車や公共交通機関の利用拡大や、電力需要期である夏季や冬季に家族揃って快適な場所で過ごす「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンの実施、家庭用燃料電池・蓄電池の導入促進など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図った上で、省エネ型家電製品・LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

2 事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、中小企業を対象とした省エネ診断や環境保全施設整備への融資など、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

3 県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルの整備を進めており、既に作成済みの施設についてはマニュアルに基づいた設備運用を徹底するとともに、費用対効果を十分に検証しながら、LED照明への更新やESCO事業（効果保証付き省エネルギーサービス）の導入等の省エネ化を推進し、さらに、デマンド監視装置の導入拡大や活用を図ることで、夏季・冬季の電力ピークカット・ピークシフト等にも留意します。

4 気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進

豪雨や猛暑などの気候変動影響による県民被害の軽減や、農林水産業等の持続的な発展を図るため、本県の地域特性を踏まえた気候変動適応計画を策定し、既に取り組んでいる農業分野における栽培技術研究・高温耐性品種等への作付転換等の適応策に加えて、様々な関係分野の施策に気候変動適応の視点を組み込むなど総合的に取り組みます。

施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築



目標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	915g/人/日 (平成27年度)	868g/人/日 (令和2年度) 1
産業廃棄物の不法投棄等の件数	1件 (平成29年度)	0件
優良リサイクル製品等認定数	130件 (平成29年度)	175件
市町災害廃棄物に係る団体等との災害協定締結件数	0件 (平成29年度)	20件

1 令和3年度以降は、次期えひめ循環型社会推進計画で検討

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、循環型社会推進計画の策定や資源循環促進税の導入により、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量や最終処分量は近年着実に減少していますが、循環型社会の構築に向けた取組みを一層充実させていく必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害の経験も踏まえ、大規模災害時に発生する災害廃棄物への対策が重要になっています。

取組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画に基づき、資源循環促進税を活用するなどして、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、3Rの推進や廃棄物の適正処理の推進のほか、循環型社会ビジネスの振興、大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築を目指します。

主な取組み

1 3Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、ライフサイクル全体での資源循環のため、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

特に、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスの削減対策や再使用製品の利用等を促進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導體制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、P C B 廃棄物の期限内の適正処理を推進します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応するほか、海洋ごみ対策を推進します。

3 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようなリサイクル製品や3 R に積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに認定し、環境イベントにおけるP R や販路開拓の支援など、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組めます。

また、企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を生かした3 R 技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。

4 災害廃棄物処理体制の構築

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、市町、関係機関、民間事業者等と連携して、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築を推進します。

特に、仮置場の事前確保や廃棄物の分別の徹底、広域処理体制の整備等、平成30年7月豪雨災害から得られた災害廃棄物の処理に関する知見や課題等を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた対策を積極的に進めます。

施策50 良好な生活環境の保全

目標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい



成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
大気環境基準達成率	84.9% (平成29年度)	100%
水質環境基準達成率	87.5% (平成29年度)	100%
法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	ばい煙 100% 排水 98.0% (平成29年度)	ばい煙 100% 排水 100%
高圧ガス等事故発生件数	7件 (平成24～28年度の平均)	7件以下
豪雨災害で被災した水道施設の復旧率	0% (平成30年度)	100%

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

一方、大陸からの影響が懸念されるPM2.5(微小粒子状物質)等の新たな環境基準項目等への適切な対応も求められていることから、今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等を図り、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害により、土砂の流入や冠水などで被災した水道施設の早期復旧を図るとともに、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震等に備えて水道施設の耐震化を進める必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組みます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組みます。

主な取組み

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図るとともに、県民への情報提供に努めます。

また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、土壌汚染事案が判明した際には適正な措置の実施を指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

必要に応じ、関係自治体と連携し、環境基準の類型当てはめ地域及び規制地域の指定や見直し並びに規制基準の見直し等を図り、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

4 高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、事故原因の大部分を占める腐食管理不良及びヒューマンエラー（誤操作・誤判断）への対策として、日常点検及び月次点検の強化や保安教育の充実など、事業者に対して自主保安体制の強化を指導します。

5 豪雨災害により被災した水道施設の早期復旧と水道施設の耐震化

平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した水道施設については、市町の意向も踏まえながら、国、関係機関等と連携、調整を行うとともに、技術的な助言等に努め、早期復旧の実現を目指します。

また、南海トラフ地震等に備え、水道事業者等に対し、耐震化に係る交付金の活用、耐震化計画の策定促進などを助言し、水道施設の耐震化を推進していきます。

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気づき、愛媛のかけがえない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

施策5 1 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

施策5 2 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策 5 1 豊かな自然環境と生物多様性の保全



目標

豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
自然公園、四国のみちの利用者数	5,357 千人 (平成 29 年度)	5,750 千人以上
自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	187 人 (平成 30 年度)	187 人
鳥獣保護の違反件数	4 件 (平成 29 年度)	0 件
生物多様性の認識度	55.0% (平成 28 年度)	60.0% (令和 3 年度) 1

1 令和4年度以降は、次期生物多様性えひめ戦略で検討

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用と自然保護を啓発するための取組みが必要であるとともに、豊かな自然に親しむ来訪者を増やすことも重要となっています。

また、近年、野生動植物の乱獲や違法採取、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然公園等の適正な保護を図るため、自然環境の保全と利用を両立させるためのルールの啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組むとともに、エコツーリズム等による自然公園等の魅力創生と利用促進を積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

主な取組み

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組めます。また、外国人利用者が増加していることから、四国のみちでは、案内板の多言語表記を進めます。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然を生かしたエコツーリズムについて、各種媒体により情報発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、引き続き県下の優良モデルとするべく、エコツーリズム等を推進するための人材育成やツアープログラムの開発支援、ヒルクライムのブランド化支援、イベントの開催、トイレの維持管理等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

3 生物多様性の保全に向けた取組強化

「第2次生物多様性えひめ戦略（平成29年2月改定）」に基づき、平成24年度に設置した生物多様性センターを中心に、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成等に取り組むとともに、希少野生動植物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、平成26年度に改訂した「愛媛県レッドデータブック2014」を活用し、市町や関係団体等と連携・協力しながら、県民に分かりやすい普及啓発と保全活動の促進・定着に取り組めます。

施策5.2 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標

豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい



成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	15,874ha (平成30年度)	19,100ha
棚田の保全整備地区数	274地区 (平成30年度)	314地区

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を生かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を生かした集落活動の支援や定住の促進に取り組めます。

主な取組み

1 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組めます。

2 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承に取り組めます。

3 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやキャニオニング、シーウォーカーなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

4 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの更なる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を生かしながら、地域経済を牽引していく環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

— **施策5 3 再生可能エネルギー等の利用促進**

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

— **施策5 4 低炭素ビジネスの振興**

目標 県内企業をもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

— **施策5 5 恵み豊かな森林（もり）づくり**

目標 恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

施策5.3 再生可能エネルギー等の利用促進



目標

再生可能エネルギーをもっと普及させたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
再生可能エネルギー等導入可能性調査実施件数	8件 (平成29年度)	23件
家庭用燃料電池の導入実績	1,017台 (平成29年度)	1,817台
家庭用蓄電池の導入実績	1,346台 (平成29年度)	2,696台
バイオディーゼル燃料生産量	389kl (平成29年度)	904kl
林地残材の発電等への利用量	9,112t (平成29年度)	80,000t

現状と課題

我が国は、これまで国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や厳格な安全性が求められる原子力に依存してきました。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題があります。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、使用済み天ぷら油、タオル繊維くず、林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、県営ダムや工業用水、農業用水を活用した小水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を生かした再生可能エネルギーの利活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する県民の意識啓発に取り組めます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力を努めます。

主な取組み

1 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、導入が比較的進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入促進に取り組めます。

2 地域特性を生かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を生かして、林地残材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、地域のバイオマス資源である使用済み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

3 再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力、風力、潮力などの再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組みます。

さらに、国のエネルギー施策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。

4 家庭用燃料電池・蓄電池の導入促進

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池並びに電力需給の安定化及び停電時の安心安全の確保に資する家庭用蓄電池の導入促進に取り組みます。

施策 5 4 低炭素ビジネスの振興



目標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
J - クレジット認証件数	93 件 (平成 29 年度)	118 件

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成 28 年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約 7 割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参入が不可欠となっており、環境保全と経済活性化を両立させることが求められています。

取組みの方向

資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO₂ 取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。

主な取組み

1 中小企業のCO₂ 排出削減とCO₂ 取引支援

関係機関等と連携・協力しながら、国の支援事業の紹介等を行い、国内のCO₂ 取引制度である「J - クレジット制度」の活用を支援することで、県内中小企業のCO₂ 排出削減等の取組みを促進します。

2 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

カーボンオフセット商品やカーボンフットプリント商品の開発及び販売促進を支援することで、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

施策 5.5 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標

恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい



成果指標	基準値	目標値 (令和4年度)
人工林における間伐実施面積	4,624ha/年 (平成29年度)	5,500ha/年
森との交流人口	127,186人 (平成30年度)	1,160,000人
県内の木材（加工前の丸太の状態）生産量	523千m ³ (平成30年度)	580千m ³

現状と課題

本県では、木材価格の低迷や担い手不足、不在村所有者の増加によって、適正に管理されていない森林が増加し、森林の持つ水源のかん養機能や土砂流出防止機能、地球温暖化防止といった公益的機能の低下が危惧されたため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付けるとともに、平成17年度に導入した森林環境税を活用し、間伐を中心とした森林整備を進めてきました。

一方、戦後造林されたスギやヒノキなどの人工林は、その半数以上が主伐期を迎えるなど、本格的な利用期を迎えていることから、豊富な森林資源を循環利用することで雇用の場の確保と地域経済の活性化を図っていくことが求められるようになりました。

また、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本であるとの共通認識の下、健全な森林づくりと森林資源の有効活用の両立が重要となっています。

取組みの方向

森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境譲与税、県の森林環境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。

さらに、県産材を増産することで関連産業の振興を図り、林業を成長産業につなげる「林業躍進プロジェクト」を推進します。

主な取組み

1 森林の適正な管理

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐等の森林整備を進めるとともに、主伐の推進と伐採後の再造林を確実に行うことで、持続可能な森林経営及び管理を推進します。

また、ICT等の先端技術を活用して作業の効率化・省力化を図るほか、森林環境譲与税を活用して市町が主体的に取り組む森林管理経営を支援することで、令和元年度から実施される「新たな森林管理システム」の円滑な運用を図り、林業の成長産業化と森林の適正な管理を推進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

2 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

3 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や企業等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組みます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

4 木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、木材利用を積極的に推進するとともに、非住宅建築物の木造化・木質化、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション強化による販路拡大、CLT（直交集成板）の普及による木材需要の創出に取り組みます。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を有効活用することにより、森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

5 林業躍進プロジェクトの推進

県内の森林資源は成熟期を迎えていることから、搬出間伐はもとより、主伐・再造林を推進するほか、最先端技術の活用を通じた林業の効率化・省力化を図る森林経営スタイルの確立や、新たな木材生産システムの導入・普及による県産材の更なる増産を進め、県産材の競争力強化と需要拡大を図り、林業を次世代につながる産業に育成する本プロジェクトを推進します。

6 コロナ禍における森林整備の推進と資源の活用

林業者の事業継続及び雇用の維持を図るため、造林、下刈り及び森林作業道整備等の取組みを緊急的に支援するとともに、コロナ禍においても、輸出促進や住宅の建設支援などにより減少した木材需要の喚起を図ります。

7 スマート林業の推進

生産・管理・加工・販売等あらゆる段階において、航空レーザデータやドローンなどデジタル技術の活用を促進することで、効率的な林業経営を確立し、生産性や収益の向上を目指します。